

Australia's Immigration Policy Reform :

Towards Abolishing the White Australia Policy

Nobuaki Suyama

Belarusian State University

After the founding of the Federation in 1901, Australia maintained a racially discriminatory migrant intake policy for over half a century. This was because they wanted to create and nurture a country exclusively for the white race. More precisely, it was aimed to construct New Britannia, whose institutions, customs, and values were all essentially British. Immigrants of Anglo-Celtic stock were considered as ideal settlers. White newcomers whose origins derived from the Northwestern parts of Europe were given obvious preferences to the Southern or Eastern Europeans because they were thought to be more similar to the hosting nation. Non-European migration was to be restricted at whatever cost because it was feared they would vitiate the flourishing British society. The 1901 Immigration Restriction Act and some other related legislation *re* immigration and naturalisation served to prepare a mechanism for achieving the goal of including Europeans and excluding non-Europeans.

However, what we see now in the present day is a multicultural Australia, where Australian population is not only diverse in their racial/ethnic backgrounds, but where the retention of their distinctive folkloric/anthropological cultures is not suppressed but even encouraged. The percentage of Australians with British origin has dropped from over 90 percent, the figure of which Australia's first Immigration Minister Arthur Calwell boasted in the immediate post-war period, down to a bare majority.

Liberal Prime Minister Harold Holt made it possible for the first time in national history for well-qualified non-Europeans to enter Australia for the purpose of eventual permanent residence in 1966. At that stage, uncontrolled Asian migration was still considered as a potential havoc, not to be permitted in one quick swoop. At last, ALP Prime Minister Gough Whitlam put non-Europeans on exactly the same footing on Europeans for migrating to Australia in 1973. Race, colour, and nationality completely lost their relevance in the intake of new permanent members of national society.

In retrospect, these policy changes were revolutionary to transform the Australian nation so radically although it took an evolutionary form in the piecemeal fashion. There are a number of factors behind these changes, the most important of which is perhaps the rapidly changed international environment in the world. Australia was suddenly surrounded by a greatly increased number of non-white sovereign states, which were sensitive to their frustrated pride and which became more assertive of their dignity. While Britain was shying away from East of Suez towards European integration, Australia needed to foster fruitful relationships with newly independent non-white countries in the Asia-Pacific Region. Asian settlers' great contribution to Australia is positively recognised in the context of ever-closer Australia-Asia relations, where Australia cannot afford to remain isolated.

オーストラリアの移民政策改革

—— 白豪主義の終焉 ——

陶 山 宣 明

ベルルーシ国立大学

は じ め に

アメリカ合衆国の第35代大統領ジョン・ケネディー (John F. Kennedy) は、うねりの波のように押し寄せ国の発展に多大な貢献をした移民達を高く評価するとともに、彼等に新天地で再出発の機会を与えた母国アメリカを誇らしく感じていた。ところが、その他方で、米国移民政策の秘める重大な欠陥を指摘し、行動力で知られたケネディーはその是正に精力を費やしていた。その欠陥とは他でもなく、人種に基づく移民の選別である¹⁾。非白色人種はいくら能力があっても米国に移住する資格を不当に奪われているのはけしからんとするだけではなく、そうした理不尽な移民政策は世界全体の米国観に好ましくない影響を及ぼし、ひいては米国の自己投影にまで雲がかかると言うのである。移民法改正に熱心だった大統領が目的を果たす前に銃弾に倒れた後も遺志はリンドン・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) に受け継がれ、1965年遂に移民割当制は廃止され人種は移民を選ぶ基準から完全に外されることとなった²⁾。

こうした劇的な出来事が移民受け入れ数からいって間違いなく世界一の米国で起こったのは、カリスマ性があり開けた世界観を保持したケネディーが推進役を買って出ただけでは説明しきれない。キューバ危機はケネディーという役者がいようといまいと起こったであろう同様に、遅かれ早かれ人種差別は米国の移民選択基準から取り除かれていたことは想像に難くない。その厳然たる証左として、同じく差別的な移民政策を採用していた他の伝統的移民国について、カナダは1962年と1967年の2段階に渡って非白色移民排斥政策に終止符を

1) Kennedy, John F., *A Nation of Immigrants*, Revised and Enlarged Edition, Harper & Row, New York, 1964, Ch. 7, pp. 77-83.

2) 小代有希子「アメリカ合衆国と第二次世界大戦後の新移民」『国際政治』第87号(1987年), 72-89頁が、米国移民史においてこの変化を割当法の制定された1924年と並ぶ分水嶺として捉えて、米国の移民問題を論じている。

打ったし³⁾、本稿の主題であるオーストラリアでも、ハロルド・ホルト (Harold E. Holt) 自由党・地方党連立内閣時代の1966年に、技術や教育に長けて新社会に容易に適應可能なアジア移民は問題なく受け入れられることとなった。そして、1973年にゴフ・ホイットラム (E. Gough Whitlam) 労働党政権によって白豪移民政策は完全に葬りされることとなったのである⁴⁾。

斯くして、1950代から1970年代の一連の移民政策を巡る動きは、政治家一個人のアイデアとか資質とかからだけでは片付けられない何か大きな震動が国際社会で起こったのだと考える方が自然なのではないだろうか。本稿では、ケース・スタディーとして豪州を採り上げ、南太平洋に白人だけの国を建設しようとした試みが比較的短期間の内に変更された経緯を分析し、そこにどのような対外・国内要因が作用したのかを考察したい。有色人種への移民制限を解いていく豪州の個別現象が国際社会という大きなフレーム・ワークの中にどう嵌まり込むのかという問題も避けては通れない。

豪州が白豪政策を成立させた入り口の方の研究は既にほぼ1世紀を経た現在充分な研究が蓄積されているけれども⁵⁾、出口の方は事件当事者の述懐や主張を超えた客観的な歴史の解明がようやく緒についたばかりの感がある⁶⁾。しかし、最近頃に盛んになったシチズンシップ、グローバリゼーション、多文化主義、先住民などの関連分野での優れた研究が、豪州政

3) Hawkins, Freda, "Multiculturalism in Two Countries: The Canadian and Australian Experience", *Journal of Canadian Studies*, 17-1 (Spring 1982), p. 66. 1962年規制で本人の社会的価値を基に申請する独立移民については差別が廃止されたけれども、親族の呼び寄せの範囲が新しくカナダへの移住を自由化された地域出身者は制限された。完全な平等が達成されるのは1967年の規制を待たねばならなかった。

4) 残るニュージーランドでは1978年によやと白人優先移民政策が撤廃された。Brawley, Sean, "No White Policy in N.Z.: Fact and Fiction in New Zealand's Asian Immigration Record, 1946-1978", *New Zealand Journal of History*, 27-1 (Apr. 1993), pp. 16-36 参照。

5) 例えば、Willard, Myra, *History of the White Australia Policy*, Melbourne University Press, Melbourne, 1923; Yarwood, A. T., *Asian Migration to Australia: The Background to Exclusion 1896-1923*, Melbourne University Press, Melbourne, 1964などを参照。他国との比較分析では、Price, Charles A., *The Great White Walls Are Built: Restrictive Immigration to North America and Australasia 1836-1888*, Australian National University Press, Canberra, 1974が面白い。

6) 例えば、Jordens, Ann-Marie, *Redefining Australians: Immigration, Citizenship, and National Identity*, Hale & Iremonger, Sydney, 1995; Jordens, Ann-Marie, *Alien to Citizen: Settling Migrants in Australia, 1945-75*, Allen & Unwin, St. Leonards, NSW, 1997など参照。プライスの研究の反対、つまり、差別的な政策が廃止される方の国際比較研究では、Brawley, Sean, *The White Peril: Foreign Relations and Asian Immigration to Australasia and North America 1919-78*, University of New South Wales Press, Sydney, 1995。竹田いさみ『移民・難民・援助の政治学：オーストラリアと国際社会』勁草書房、1991年は第I部で豪州の移民政策が変容したことを論じている。

治・社会・文化史上の変革期として重要であるこの頃の移民政策の研究にも大きなインパクトを与えていることにも注目したい⁷⁾。

1. 白豪移民政策の概要

日本語で通常「白豪主義」と呼んで想定する経験的オブジェは英語では「White Australia Policy」だけれども、厳密には多少のずれがあることを指摘したい⁸⁾。19世紀半ばゴールドラッシュで多く流入した中国人は生活習慣がヨーロッパ系住人と著しく異なり、その原因が人種主義か経済的側面によるのかは意見が分かれるところだけれども、白人以外の住人は社会の敵として閉め出されるようになった。運動はオーストラリア連邦成立(1901年1月1日)まで続き、白豪移民政策として結晶することとなった⁹⁾。「White Australia Policy」とは、狭くはこの差別的な移民政策を意味し、広くは「白豪主義」(アイデア)に支えられて非白色人種(アボリジニーを含む)を徹底して排除する政策全てを示している¹⁰⁾。つまり、外から有色移民が来るのを防ぐだけではなく、既に入ったか住みついている有色人種に対しても居づらくして増えなくする周到な政策が存在したのである。本稿では、一義的には狭い意味での白豪政策、要するに、白色移民を選びすぐって移住させる政策を対象にしている¹¹⁾。

白豪政策時代の豪州で、非白色人種は独立移民として永住権を取得して入国することは一

7) 例えば、Davidson, Alastair, *From Subject to Citizen: Australian Citizenship in the Twentieth Century*, Cambridge University Press, Cambridge, 1997; Chesterman, John, and Brian Galligan, *Citizens without Rights: Aborigines and Australian Citizenship*, Cambridge University Press, Cambridge, 1997; Castles, Stephen et al., *Mistaken Identity: Multiculturalism and the Demise of Nationalism in Australia*, 3rd ed., Pluto Press, Sydney, 1992 など参照。

8) 例えば、竹田は、邦語論文の題に「白豪政策」の表現を意識的に用い、その英訳として「White Australia Policy」が使われている。竹田いさみ「白豪政策の成立と日本の対応 — 近代オーストラリアの対日基本政策 —」『国際政治』第68号(1981年), 23-43頁。そこでは、日本人を含む有色人種の移民を制限あるいは禁止するための政策が論じられている。

9) 例えば、Cole, Douglas, "The Crimson Thread of Kinship": ethnic ideas in Australia, 1870-1914, *Historical Studies*, 19-56 (Apr. 1971), pp. 511-525 参照。著者の知り得る限りで、世界の移民法の中で、「制限」の表現が題の中に盛り込まれているのはこの1901年移民制限法(Immigration Restriction Act)だけである。

10) Markus, Andrew, "Legislating White Australia, 1900-1970", in Diane Kirby (ed.), *Sex, Power and Justice: Historical Perspectives of Law in Australia*, Oxford University Press, Melbourne, 1995, Ch. 15, pp. 237-251 がそうした目的の差別立法を手際よくまとめている。

11) 従って、1973年が白豪政策の終わった時と言えるけれども、広い解釈によれば、大庭が1975年と書いても決して誤りではない。大庭三枝「国際関係論におけるアイデンティティ」『国際政治』第124号(2000年), 161頁。

切能わず、入国の際には滞在の目的（ツーリズム、ビジネス、学業など）を指定されて期間を限定されて初めて豪州の地を踏むことができたのである¹²⁾。この基本ルールを守ろうとしない有色訪問者は、入国の際かあるいは入国後にでも落ちることが確実にように仕組まれた未知の言語での 50 語から成る書き取り試験が課されて¹³⁾、国外退去の処分を受けることとなった。選別の基準はあくまで英臣民 (British Subject)¹⁴⁾ 資格や国籍ではなくして人種であって、米国国籍の黒人も白人ではないが故に豪州には移住できなかったし¹⁵⁾、また、申し分のない英臣民であるインド人も排斥の対象となったのである¹⁶⁾。

豪州人なり豪州永住者の配偶者・子ども、親族として移住を申請する家族移民のカテゴリーでも、スポンサー（呼び寄せをする人）が白人であろうと非白人であろうと、非ヨーロッパ人が豪州へ長期滞在あるいは永住目的で移動することができなかったのである¹⁷⁾。この背景として、家族移民も禁じることによって男女比のバランスを往々にして欠く少数派エスニック集団は内部で結婚相手を見つけるのが困難になり、論理的帰結として子孫が減っていく収縮していくという目論見が隠せない¹⁸⁾。グループの外でパートナーを探す交婚

12) 白豪移民政策が如何に実地で運行されたかは、Palfreeman, A. C., *The Administration of the White Australia Policy*, Melbourne University Press, Melbourne, 1967 がほぼ全貌を明らかにしてくれる。

13) この方法が採用された歴史的な経過については、Yarwood, Alexander T., "The Dictation Test — Historical Survey", *The Australian Quarterly*, 30-2 (June 1958), pp. 19-29 が詳しい。1958 年移民法で、人種差別のシンボルようになっていた書き取り試験は廃止されて、入国許可証に取って代わられた。Palfreeman, A. C., "The End of the Dictation Test", *The Australian Quarterly*, 30-1 (Mar. 1958), pp. 43-50 参照。

14) イギリスの海外自治領の中で最初に独立した市民権を設定したのがカナダで 1947 年 1 月 1 日、その後で豪州が 1949 年に英臣民とは別個の市民権を設定した。第二次世界大戦後に独立して直ちに共和制を採用した国とは違って、豪州のような立憲君主国は過渡期が設けられ、市民権獲得後に直ぐ英臣民資格を失わなかった。1949 年から 1984 年まで、豪市民権保持者はみんな同時に英臣民だった。英臣民の方が広い概念で、英臣民だけど豪市民ではないということは有り得ても豪市民だけど英臣民ではないということは有り得なかった。

15) 米国の黒人について、豪政府は移住者としてどころか、国防を頼った米軍の一員としてすら黒人兵に駐留して欲しくなかったという記述もある。Mosler, David and Bob Catley, *America and Americans in Australia*, Praeger, Westport, 1998, pp. 28-29, p. 76. 「乞食に選ぶ権利はない」の諺に反する行為と言えようか。

16) 英臣民インド人の移民問題については、de Lepervanche, Marie M., *Indians in a White Australia: An account of race, class and Indian immigration to eastern Australia*, George Allen & Unwin, Sydney, 1984, Ch. 4, pp. 56-78 参照。

17) 唯一の例外として、1919 年の 2 国間での合意の結果、豪州に永住したエスニック・インド人はインドから配偶者や子どもを呼び寄せることが許された。Mr. A. C. Palfreeman's Talk, ANU, 9 Apr. 1958, 1966/7143, A 1209/39, National Archives of Australia, Canberra [以下 NAA と略記]; Palfreeman (1967), *op. cit.*, pp. 16-18.

18) Bookman, Milica Zarkovic, *The Demographic Struggle for Power: The Political Economy of Demographic Engineering in the Modern World*, Frank Cass, London, 1997 が論じる人口工学の一有効手段と言えよう。

(intermarriage) が実現したとしても、プライスの言う「民族強度」(ethnic strength)¹⁹⁾ は国外からの血の補強が無い限り落ちていく宿命にある。

白豪移民政策のとどめとして帰化が指摘されるけれども、連邦結成以来、豪連邦政府は白人だけが晴れて豪州人になれるのだという姿勢をずっと改めようとしなかった²⁰⁾。どういった移民をどういう条件で入れるかは主権国家の排他的権限で他の国がとやかく言えた義理ではないという主張に例え一歩譲ったとしても²¹⁾、一度豪州に住み始めたら国内社会の問題となり帰化の基準に人種差別などあるべきではなかろうという批判に対して、ホルト移民大臣は次のように答えている。

ヨーロッパ人であろうとアジア人であろうと豪州に永住のため入国しなければ豪市民権を与えられない。豪市民権とはコミュニティ永久会員資格と同意語であって、市民権を短期在住者に賦与するのは明らかに論法に適っていない。従って、短期居住の現政策の下で入国するアジア人は豪市民権を与えられない。もちろん、御承知のように、アジア人であろうとヨーロッパ人であろうと豪州で生まれた子どもは誕生の時点で豪市民である²²⁾。

建前上は差別的 (discriminatory) ではなく選別的 (selective) な移民政策とうまく関連させて、白人オンリーの帰化政策を正当化している²³⁾。

以上のような白人国家実現のためのストラタジエム (stratagem) は、第1表で示される

19) プライス長年この「民族強度」という尺度を使って豪人口の正確なエスニック比率を計ろうとしてきた。何世代も無限に溯って一個人のエスニック度を全て調べるのは不可能だとしても、祖父母の代まで調査の範囲に入れて四分の一の間違いまでは考慮に入れて計算したのが、この「民族強度」である。Price, Charles A., "The Ethnic Character of the Australian Population", in James Jupp (ed.), *The Australian People: An Encyclopedia of the Nation, Its People and Their Origins*, Angus & Robertson, North Ryde, NSW, 1988, pp. 119-128 参照。

20) 1949年までは、豪州人になるとは英臣民となってから豪州の在住権 (domicile) を取得することだった。豪市民権が設定されてからは、豪市民権を取得すると付随的に英臣民資格も付いてきた。入国する時点で既に英臣民である人たち、例えば香港からの中国人は、以前は豪在住権、49年後には豪市民権を取得することが、豪州人になるということの意味だった。

21) Letter from Patrick Shaw, Assistant Secretary (United Nations and Commonwealth Division), Dept. of External Affairs [以下 DEA と略記], to Tasman H.E. Heyes, Secretary, Dept of Immigration, 22 June 1954, 932/1/1, A 1838/385, NAA.

22) Letter from Harold E. Holt, Minister for Immigration, to R. A. Hickin, Hon. Secretary, National Missionary Council of Australia, Sydney, 10 Nov. 1954, 1966/45341, A 446/167, NAA.

23) ホルト移民相は、移民副事務次官ハロルド・マッギネス (Harold McGinness) によってこの返答を準備してもらっている。Memo to Heyes, Secretary, Dept of Immigration, 9 Nov. 1954, 1966/45341, A 446/167, NAA.

ように、1960年代に入るまでアジア・アフリカ地域からの移民を最小限に押さえることができた。鉄の城塞を築いていながら何故にゼロではないのかという疑問に対しては、これは生まれに基づく統計でパキスタン生まれの英国人もいるということなどで説明がつこう²⁴⁾。また、第3節で述べるような例外的な受け入れもある。とまれ、排斥の主対象となったアジア人比率は着実に落ち続け、1901年に純アジア人は豪人口の1.25パーセントを占めていたのが1947年に0.21パーセントに落ちたのは、ほぼ同じタイムスパンにカナダでは0.44から0.52パーセントへと逆に増え、ニュージーランドでも0.28から0.73パーセントとかなりの上昇傾向にあったことと比較した時²⁵⁾、同じように白人優先移民政策を採っていたといってもこれらの英自治領の間には政策内容そのもの及び執行の厳密さの程度などで違いがあったのである。

2. 戦後のヨーロッパ大陸移民の受け入れ

第二次世界大戦後、国の歴史で初の移民大臣²⁶⁾アーサー・コールウェル (Arthur A. Calwell) が音頭を取って、豪州のナショナル・ポリシーと呼んでもおかしくない程の大規模の移民計画を実践していく。新移民大臣は厳密に言うると対日戦争が未だ終結していない1945年の7月13日に就任し、8月2日に国会下院でこの移民獲得大作戦を発表している。広島への原爆投下が6日なので日本の全面降伏は必ずしも時間の問題とは言えない段階での大胆な動きである²⁷⁾。太平洋戦争が始まるや否やマレー沖で無敵と信じた英海軍のプリンス・オブ・ウェールズ号が日本軍によって易々と撃沈され、その後には本土の町ダーウィンが日本爆撃機の空襲を受けて、豪州の国防は一日でも早く何とかしないとといけない緊急課題として豪外交アジェンダの最上部に浮上していたのである。

防衛と移民がどう結びつくのか今の豪州では即答が難しくなった感があるけれども²⁸⁾、終戦時、豪人口はたったの700万人強で、人口過密なアジア諸国に数でだけでも圧倒される状態にあった。母国イギリスの軍勢力が到底当てにならなくなってしまい自力で国防問題を考

24) Pope, David and Peter Shergold, *ASEAN-Australian immigration and the demise of 'White Australia'*, ASEAN-Australia Joint Research Project, Kuala Lumpur and Canberra, ASEAN-Australia Economic Papers No. 17, 1985, p. 22. 注8).

25) Palfreeman, A. C., "Some Implications of Asian Immigration", *The Australian Quarterly*, 29-1 (Mar. 1957), p. 38. シリア人やトルコ人などの西アジア人もこの数値に含まれている。

26) 戦前には移民は内務省の管轄だったことによる。

27) Hawkins, Freda, *Critical Years in Immigration: Canada and Australia Compared*, McGill-Queen's University Press, Kingston and Montreal, 1989, pp. 35-36.

28) Betts, Katharine, *The Great Divide: Immigration Politics in Australia*, Duffy & Snellgrove, Sydney, 1999, Ch. 5, pp. 135-151 参照。

える必要性に直面した時に、広い国土に対して小さい人口はどうしようもないネックとなったのである²⁹⁾。人口を増やして規模の経済を実現し、技術革新などとともに国の経済を発展させよう、そうすれば国力が増大して侵略に備えられるという発想である。人口増大と安全保障をくっつけた「人口を増やせよ、さもなければ、我々は滅びてしまう」(Populate or Perish)という名スローガンで移民大臣は国民に訴えた。毎年、国の人口を2パーセントずつ増やすために、1パーセントは自然増加に頼って、残りの1パーセントは移民で賄おうという計画が発表されたのである。

コールウェル移民相は白豪移民政策の是に絶対的な確信を抱いていた³⁰⁾。そもそも、この移民—防衛リンクは、豪州史の権威ハンコックによると豪州が豪州であるための必須条件である白豪主義を守ることに重要な意味があるのである³¹⁾。その時点での豪人口の90パーセント以上はアングロ・ケルティック (Anglo-Celtic) 系でそのままの豪州社会の性格を保ちながら、人口を増やしていくという目的で、欧州から連れて来る移民の10人の内9人までは英 (British) 系にすると公約した。英諸島がとにかく最高の移民源で、そしてヨーロッパ大陸北西部が次の候補地と考えられた。しかし、毎年7万人もの移民をそのあたりの地域だけで見つけるのはどうあがいても不可能であることは直ちに明らかになり、その代替地が求められた。そして、リクルート範囲は、バルト諸国、東欧一般、南欧と広げられていったのである³²⁾。

ベン・チフリー (J. Ben Chifley) 労働党政権時代には人口の1パーセントの移民受け入れの目標を余裕で達成したのは第1表から一目瞭然だが、政権が替わってロバート・メンジース (Robert G. Menzies) 連立内閣となってからもホルト移民相の下で、移民大量受け入れ政策に根本的な変化はなかった。平均受け入れ数が少し落ちているのは、政策の変化よりも国民経済が少し下向きになった方が理由として大きい。1950年代に入ってからアジ아의国際情勢は極めて不安定で、人口の多い有色アジアに対して孤立する白色オーストラリアは人

29) Meaney, Neville, "The End of 'White Australia' and Australia's Changing Perceptions of Asia, 1945-1990", *Australian Journal of International Affairs*, 49-2 (Nov. 1995), pp. 176-177.

30) Calwell, A. A., *Be Just Fear Not*, Lloyd O'Neil in association with Rigby, Hawthorn, Vic., 1972, Ch. 12, pp. 96-110, Ch. 14, pp. 117-127 にコールウェルの人種観や文明観が論じられている。彼によると、国民社会は均一 (homogeneous) であればあるほど無駄な摩擦が避けられているのである。

31) ハンコックは、「白豪政策は豪州の他のどの政策もの必要不可欠条件である」と書いている。Hancock, W. K., *Australia*, Ernest Benn, London, 1930, p. 66.

32) Kunz, Egon F., *Displaced Persons: Calwell's New Australians*, Australian National University Press, Sydney, 1988 が共産主義の政権となった母国に帰りたくなくなって豪州に渡った欧州避難民について論じている。

口増加の目標を捨てることはできなかった。とともに、この時期になると、朝鮮戦争が勃発して、安全保障はアジアの自由経済を共産主義勢力から守ることが豪州の前衛ラインとなり、その脈絡の中でアジアの貧しい国の経済発展に手を貸して共産化を防ごうとするコロンボ計画が豪政府の深い関与の下で始められた³³⁾。

英語を母国語としないヨーロッパ大陸移民を次々と移民させた後で、彼等が生身の人間として新社会に首尾よく溶け込んで立派に生産活動が営めるようになるためのフォローアップをすることが当然必要となった。労働党政権によって考えが練られて軌道に乗せられた「良き隣人」運動は³⁴⁾、連立政権によってフルギアがかけられた。これは、イナゴの大群のようにやって来る違う言語を話して文化的背景が少し異なる大陸移民達の定住を指をくわえて眺めているのではなく、豪州人の方から積極的にグダイ (Good Day) と声をかけて、一日も早く豪社会に同化できるように手助けをしてやろうという働きかけなのであった。

英文明が南太平洋に植え付けられたように見えた豪州は短期間の内に相当な変貌を遂げたのである。それは単にシドニーやメルボルンにギリシャ人やイタリア人が沢山住むようになったというだけではなく、豪州人自身の社会意識にも変更を迫ったのである³⁵⁾。移民のスムーズな同化を狙っている過程で、豪州人の方でも常に変化する生活空間に適応していく必要性に駆られて、マルチ・エスニック時代は多人種・多文化主義時代へと移行する前のいい足慣らしになったというわけである。ブローリーによると、戦前の豪移民政策は白豪政策というよりもむしろブリティッシュ・オーストラリア政策で、この欧大陸移民がもたらした予震的なワンクッションがあったからこそ、次の1960年代以後のより大きな転換も然程の反抗もなく受け入れられたのだと言う³⁶⁾。

33) Spender, Percy, *Exercises in Diplomacy: The ANZUS Treaty and the Colombo Plan*, New York University Press, New York, 1969 参照。

34) Tavan, Gwenda, "Good Neighbours": Community Organisations, Migrant Assimilation and Australian Society and Culture, 1950-1961", *Australian Historical Studies*, 109 (Oct. 1997), pp. 77-89.

35) Murphy, Brian, *The Other Australia: Experiences of Migration*, Cambridge University Press, Cambridge, 1993, Ch. 6, pp. 133-161 参照。

36) Brawley, Sean, "Slaying the White Australia Dragon: Some Factors in the Abolition of the White Australia Policy", in Nancy Viviani (ed.), *The Abolition of the White Australia Policy: The Immigration Reform Movement Revisited*, Centre for the Study of Australian-Asian Relations, Griffith University, Nathan, Queensland, 1992, Research Paper No. 65, p. 2.

第1表 オーストラリアの移民源出生地別（パーセント）

	1947-51	1951-61	1961-66	1966-71	1971-74	1947-74平均
英諸島	41.4	32.6	54.7	53.9	61.6	45.4
北欧	7.5	26.3	0.8	4.9	0.5	11.2
東欧	37.3	5.0	6.6	13.3	6.1	13.2
南欧	11.5	33.1	29.4	11.3	0.9	20.9
アジア	1.6	2.3	5.2	11.2	22.7	6.4
アフリカ	0.1	0.2	1.5	1.5	2.0	0.9
アメリカ	0.5	0.4	1.8	3.8	7.4	2.0
他（太平洋諸島など）	0.1	0.1	—	0.1	0.1	—
合計	100	100	100	100	100	100
平均受入数（年）	116,089	83,253	92,051	121,284	66,194	94,894

（注） 合計 100 パーセントとならない年もあるけれども、それぞれ印刷どおりの数値である。アイルランド、ニュージーランド、カナダなどは、同系統として、英諸島の中に含まれている。

（出典） Sherington, Geoffrey, *Australia's Immigrants 1788-1978*, George Allen & Unwin, North Sydney, 1980, p. 150.

3. 白豪移民政策の弛緩

白豪移民政策に対する挑戦はまずコールウェル移民相に投げかけられた。日本の南進のために豪州への避難を一時的に余儀なくされたアジア人の滞在者の多くが、豪入国後に結婚やら就職やらで豪社会に足場を築いてしまい、戦争終結後に母国の政治情勢が比較的落ち着いてからも豪州を去りたくなかった。移民相としては白豪主義の原則は曲げれないし、又、あくまで一時的であるという最初の入国条件を変更する軟弱な姿勢も見せれなかった³⁷⁾。政権が替わって白豪政策に柔軟な立場を取る自由党が政権を握ると、均一な国民社会維持の目標は決して失っていないとしながらも³⁸⁾、これらのアジア避難民の継続的在住を許可した。背景として、大半の避難民は共産党の手に落ちた中国本土に帰らないといけない羽目になってそんなひどい政治体制の下に送り返すのは忍びないという選挙民の憐憫の情に訴えて、国

37) Letter from Arthur A. Calwell, Minister for Immigration, to John Stewart, General Secretary, Australian Labor Party, NSW Branch, 15 Sep. 1949, 49/2/10, A 433/1, NAA; Letter from Arthur H. Tange, Secretary, DEA, to Constance Duncan, Federal Secretary, Australian National Committee for the United Nations, Sydney, 17 Oct. 1949, 922/1/1, A 1838/385, NAA.「豪州政府は、中国人が豪州にいる間に豪州人女性と結婚することを禁じてなく、その中国人男性は結婚すれば豪州にずっと住めるなどとは考えてもいなかったと思う。豪州は、豪州人妻がその外国人の夫に付き添って豪州とは別の所に住むのを一切制限していない」(p. 2) と、豪州人との結婚も非白人には永住権をもたらさないことを明確にしている。

38) Letter from Holt to Hickin, *op. cit.*

際政治を利用した国内政治のポイント稼ぎもあったことも想像に難くない³⁹⁾。

低賃金労働者の流入を厭ってそもそも労働運動の中から生まれた労働党は伝統的に白豪主義により忠実で、自由党は資本家を支持層に抱え持っていて廉価労働力を供給する役割を担わされたためアジア人移民の流入に比較的緩やかな立場を取った⁴⁰⁾。自由党が白豪政策の支持に回るのは、経済的な実利よりも保守的な社会文化的価値観に基づいていた。戦後政党政治のもう一つの与党である地方党（現在は国民党と名称が変更されている）は農村部を大票田として、主として農民や小商工業経営主の利益を代弁するため、どちらかと言えば偏狭なレッドネック（redneck）によってアジア人排斥を突きつけられている側にある。自由党はいつも地方党と組んで政権を維持するため地方党を決して軽んずることはできないものの、ほとんどが都市部に定住する移民に関して自由党が一步も二歩もリードした形で連立内閣の政策は決定された。1949年から1972年まで、連立内閣が長期政権を維持したことは白豪政策の解体の過程で有利に働いたと言えよう。加えて、50年代後半から70年代頭にかけての経済的なブームも後押しとなった。

白人でなければ独立移民として豪州に移住できないという大原則がホルト移民大臣の時の1956年に崩され、卓越し高度の資格（distinguished and highly qualified）を持つ非ヨーロッパ人は入国時に期限を指定されない長期の形で豪在住が可能になったのである⁴¹⁾。世論の反発を買うのを恐れて、1958年7月までアレクサンダー・ダウナー（Alexander R. Downer）移民相は国内での公表を避けているが⁴²⁾、これは国外と国内の板挟みになった政府の立場を

39) この手を一番使いそうなのはメンジース首相自身だけれども、首相は移民政策にどちらかというが無頓着で移民大臣に多くを任せたとされる。Memo from Heyes, Secretary, Dept of Immigration, to Holt, Minister for Immigration, undated (恐らく May 1956), 1966/7143, A 1209/39, NAA.

40) 二大政党の移民政策に関する違いについては、Grattan, Michelle, "Immigration and the Australian Labor Party", in James Jupp and Marie Kabala (eds.), *The Politics of Australian Immigration*, Australian Government Publishing Service, Canberra, Ch. 7, pp. 127-143; Rubenstein, Colin, "Immigration and the Liberal Party of Australia", in *ibid.*, Ch. 8, pp. 144-160 参照。London, H. I., *Non-White Immigration and the "White Australia" Policy*, New York University Press, New York, 1970, Ch. 4, pp. 77-105 は、その当時の二党の違いを論じていて役に立つ。1963年の段階で、労働党支持者は白豪政策の緩和の賛成者が54パーセント、自由党・地方党支持者は66パーセントという数字がある。Morgan, Roy F., "Gallup Poll: Let some Asians in, most say", *The Sydney Sun*, 27 Sep. 1963. 但し、1962/66196, A 446/165, NAA より。

41) Phillips, O. E., "The Administration of Asian Immigration into Australia", *The Australian Quarterly*, 28-4 (Dec. 1956), p. 57.

42) Downer, Minister for Immigration, Speech at the Millions Club Luncheon, 9 July 1958, 581/1/1, A 1838/273, NAA; Letter from Downer to Richard G. Casey, Minister for External Affairs, 13 Aug. 1958, 58/1/1, A 1838/273, NAA.

よく表している。国外で、諸外国と対面しないといけない外務省は、アジアの在外公館で豪州への移民の機会についての照会がある度に歯切れのいい回答をすることができない苛立ちに陥り、少なくとも黄色人だから豪州には絶対に移住できないというような返答ではなく普遍的でもっともな理由が述べられるように豪移民政策を変更する必要性を移民省に説いていた⁴³⁾。他方、表2の世論調査に示されるように、国内社会では50年代にまだまだ白豪主義支持は根強く、白豪政策を緩める決定を派手に宣伝するのは賢明ではなかったという事情がある⁴⁴⁾。

同時に、白人でないと帰化できないルールにも修正が加えられ、豪市民権保持者の配偶者であれば在住期間に関係なく非ヨーロッパ人も市民権を取得できるようになったし、また、豪州に事実上いかなる形ででも15年住んだ非ヨーロッパ人にも永住権取得後に帰化の道が開かれた。前者の適用で、日本人の戦争花嫁は豪市民権を申請することができるようになった⁴⁵⁾。一度帰化してしまえば、豪市民権保持者として非ヨーロッパ人の配偶者・16歳以下の子どもの呼び寄せが許された。1960年には、英臣民の場合、帰化しなくても、永住権だけで非ヨーロッパ人配偶者・16歳以下の子どもの呼び寄せができるようになった⁴⁶⁾。こうして、表1に示されるように、豪州に流入する移民に占めるアジア生まれシェアは増え続けることとなった。

白豪政策が弛められていく過程で、前節に触れたコロンボ計画でアジアの国から豪州の大学に学びに行った留学生が豪州人の不正確なアジア人観を改めるのに多大な役割を果たしたことも認められている⁴⁷⁾。それまでは、豪州人のほとんどは具体的なアジア人との接触もなくして、アジアに起因する正体不明の脅威を感じていたというのが当たらずとも遠からずという状態だったのである。表2に示されるように、60年代に入る頃には、優に過半数の豪州人が限定的であればアジア人を移民として豪州に入れることに何の異論の余地はないと思うようになっていたのである。

43) Memo from Shaw, Assistant Secretary, DEA, to Holt, Minister for Immigration, 15 Mar. 1955, 1966/7143, A 1209/39, NAA; Letter from Tange, Secretary, DEA, to Heyes, Secretary, Dept of Immigration, 16 June 1955, 1966/7143, A 1209/39, NAA.

44) 豪下院の任期は3年と短くて、政府は世論調査に敏感にならざるを得ないという指摘もある。白豪主義をいじるのは政治的な自殺行為と考えられたのである。Brawley (1995), *op. cit.*, p. 304.

45) Palfreeman (1967), *op. cit.*, p. 57.

46) Jupp (ed.) (1988), *op. cit.*, Appendix 2: Chronology, pp. 977-978.

47) Greenwood, Gordon, "Australian Foreign Policy in Action", in Gordon Greenwood and Norman Harper (eds.), *Australia in World Affairs 1961-1965*, F. W. Cheshire, Melbourne, Ch. 1, p. 80.

第2表 白豪政策に関するギャラップ調査（パーセント）

	非ヨーロッパ人一切入れない	限定的受け入れ	無制限受け入れ	意見なし
1943	51	40	—	9
1944	53	35	—	12
1948	57	35	4	4
1950	54	39	3	4
1954	61	31	—	8
1956	51	42	—	7
1957	55	36	—	9
1958	45	44	—	11
1959	34	55	—	11
1960	33	59	—	8
1961	32	57	—	11
1962	30	64	—	8
1963	34	58	—	6
1964	22	73	5	—
1965	16	71	6	7

(注) 合計 100 パーセントにならない年もあるけれども、元どおりの数字である。

(出典) London, H. I., *Non-White Immigration and the "White Australia" Policy*, New York University Press, New York, 1970, p. 151.

4. 白豪移民政策の終焉

メンジース引退後に首相の座に就いたホルトはヒュバート・オパーマン (Hubert F. Opperman) 移民大臣とともに、1966 年、豪移民史において重大な変更を発表する⁴⁸⁾。それまではアジア人が独立移民として豪州に動くためには「卓越し高度の資格」というかなり限定的で高く据えられたバーをクリアーする必要があったけれども、以後「よい資格」(well qualified) という尺度で総合的な適応性が問われるだけで豪州への移住が可能になったのである⁴⁹⁾。それも、移住する時点で既に結婚している者の場合には何の問題もなく家族単位でまとまって移ることができた。非ヨーロッパ人が帰化に必要な期間も 15 年から 5 年と大幅に縮められて、この点では非英臣民のヨーロッパ人と同じになった。実は、この内閣決定と

48) この変更の発表で、ホルト首相は、アジアとの広汎な国際関係が政策の見直しをさせたと述べている。 *Commonwealth Parliamentary Debates*, 9 Mar. 1966.

49) 基準が弛められると、1966 年の 746 人から 1971 年には 2,696 人までアジア移民は増えている。ヨーロッパ人とアジア人の混血は 1,498 人から 6,054 まで増えている。Fact Sheet 5, "Abolition of the White Australia Policy", Dept of Immigration and Multicultural Affairs, Canberra, 9 Sept. 1999.

ほぼ同じ内容のオパーマン提案は1964年にメンジース内閣に拒絶されている⁵⁰⁾。その時の決定では首相自身よりも元移民相でその時点でナンバーツーの地位（蔵相）にあったホルトが大きく関わっていたと言われるが⁵¹⁾、2年後に彼は自分の名をいい形で残すことができたのである。この2年でのホルトの態度の変わり方は表2で説明がつかないであろうか。非ヨーロッパ人の移民に無条件で反対する豪州人の比率は1966年までに激減していたのである。

国内の圧力団体として、1959年にメルボルンに生まれた移民改革グループ（Immigration Reform Group）が果たした役割も決して無視できない⁵²⁾。どちらかというと左翼の知識層が中心となって、白豪政策の持つ人種差別的側面を正しく告発し、アジア移民の問題を建設的な論争に導いて大臣や官僚などの政策決定者に適切に進言した⁵³⁾。その点、ヒステリックでデモとかシュプレヒコールとか手段は過激だったけれども、あまり効果のなかった学生活動グループ（Student Action）とは対照的である⁵⁴⁾。移民改革グループ自体はシンクタンク的な存在で、そのアイデアに呼応する形で次々と各州に移民改革アソシエーションが作られて活動した。その会員の多くが労働党メンバーでもあったので、60年代前半には依然として白豪政策が聖域と考えられていた政党にあって一悶着があったのは当然の成り行きであろう⁵⁵⁾。

1961年にピーター・ヘイドン（Peter R. Heydon）というアジア事情をよく掴んだ移民事務次官が任命されたのも、白豪政策改革に有利に働いた。彼は、生え抜きの移民官僚ではなく元外交官で、移民次官就任直前はインド大使を務めていた逸材である。彼に言わせたら、喩えてみれば、白豪政策は豪州のアジアでの評判を台無しにされていて、自分で自分の首を絞め

50) Submission No. 406, 1 Sept. 1964, Vol. 13/Agendum 407, A 5827/1, NAA; Decision No. 481, 15 Sept. 1964, Vol. 13/Agendum 407, A 5827/1, NAA. 外務省, 移民諮問委員会, 退役軍人, 労働組合などの事前承諾があった上での提案であったにも拘わらず, こうした致し方ない結果となった。Memo from Tange, Secretary, DEA, to Casey, Minister, DEA, 3 Sept., 1964, 581/1, A 1838/358, NAA.

51) Jordens (1997), *op. cit.*, p. 214.

52) Matthews, Trevor and John Warhurst, "Australia: Interest Groups in the Shadow of Strong Political Parties", in Clive S. Thomas (ed.), *First World Interest Groups: A Comparative Perspective*, Greenwood Press, Westport, 1993, p. 92; Mackie, Jamie, "The Immigration Reform Group: Some Recollections", in Viviani (1992), *op. cit.*, Ch. 3, p. 21; Viviani, Nancy, "Intellectuals and the Abolition of the White Australia Policy", in *ibid.*, Ch. 4, pp. 34 - 35, p. 37.

53) Rivett, Kenneth (ed.), *Immigration: Control or Colour Bar: The background to 'White Australia' and a proposal for Change*, Melbourne University Press, Parkville, Vic., 1960 参照。

54) Greenwood, *op. cit.*, p. 84.

55) Brawley (1992), *op. cit.*, p. 6.

ている悪策だったのである⁵⁶⁾。彼の前任者タスマン・ヘイズ (Tasman H.E. Heyes) にしても融通のきかないかちかちの官僚だったわけではなく、1959年の時点でかなりの広汎な改革案を政治家に提出しているけれども閣議で握り潰されている⁵⁷⁾。選挙でしっぺ返しを食らう恐れのない官僚の方が、世論という薄水を渡らないといけない政治家よりも先を行っているというのも興味深い。

60年代に、野党の労働党は移民政策を巡って激しい分裂状態にあったことも、政府が白豪政策を緩めていくのに反対が弱まり好都合であった⁵⁸⁾。この時期に未だコールウェルは野党党首を務めていて、彼自身やフレデリック・デイリー (Frederick Daly) (影の移民相) のように非妥協的な白豪政策支持者連とジム・ケアンズ (Jim Cairns) (後の副首相) やドン・ダンスタン (Don Dunstan) (後の南オーストラリア州首相) などの撤廃主義者達の間に鋭い意見の対立があった。1965年に白豪主義が党綱領から下ろされたとはいってもそれはうわべの妥協案で、その代わりに適応が難しい移民は入れないとかという同じ目的を目指す曖昧な文句に取り換えられただけとも言える。1967年にホイットラムが党首の座に就き、進歩派の側に動いた形で、選挙の前年に白豪主義は完全に労働党の綱領から姿を消すこととなった。10月に党首は白豪政策への執念を捨てないデイリーを影の内閣から追い出して、来たるべき労働党内閣の立場を明確にした⁵⁹⁾。

英国は英連邦の総本山として又豪州の王室が居住する所として特別な国であり続けた⁶⁰⁾。しかし、豪州人は英臣民として自由にイギリスに出入りすることができたのが、1962年、豪州人にとってイギリスは何時でも帰れるホームではなくなったのである⁶¹⁾。英臣民でありながら、全くの外国人 (alien) 同様に入国許可を申請しなければ英国に行けなくなってしまったのである。白人自治領が有色移民に門を閉ざしても、英国は英臣民を人種で差別しない原則を守って門戸を全ての英臣民に開いてきたけれども⁶²⁾、相当の数のカリブ海や南アジアからの有色移民のロンドンを始めとする都会への流入に悩まされるようになった⁶³⁾。問題

56) Jordens (1997), *op. cit.*, p. 213.

57) *Ibid.*, pp. 211–212.

58) Mackie, *op. cit.*, p. 30.

59) Jordens (1997), *op. cit.*, p. 222.

60) Spencer, Ian R. G., *British Immigration Policy Since 1939: The making of multi-racial Britain*, Routledge, London, 1997, p. 66.

61) Paul, Kathleen, *Whitewashing Britain: Race and Citizenship in the Postwar Era*, Cornell University Press, Ithaca, 1997, pp. 166–187 参照。豪州は1958年移民法で英国人だけは特別扱いして入国許可証を必要としないようにしたので、これは不当な仕打ちと映った。

62) Spencer, *op. cit.*, pp. 22–23.

63) 木畑洋一『支配の代償—英帝国の崩壊と帝国意識』東京大学出版会、1987年、第6章、144–174頁参照。

に対処するために人種を基準にする訳には行かず、その帰結として全ての英臣民に対して英国への自由な出入りを禁じることとなった⁶⁴⁾。その内、英国はヨーロッパ共同体への加盟を申請し始め、英豪関係はどんどん疎になっていった⁶⁵⁾。

アパルトヘイトで国際非難を浴びていた南アフリカの置かれた立場も豪州の移民政策に影響を及ぼしたことは否定のしようのない事実である⁶⁶⁾。南アの主権を尊重して内政不干渉の原理に則って、豪州政府は国際社会で既に集中豪雨を浴びている南アを国連の舞台などでかばい続けた。本当は南ア体制がひどいと思っけていても、それを非難していたら次のとばかりは自分たちに回って来るという計算があったのは間違いない⁶⁷⁾。国際的な圧力がかかって移民政策の変更を余儀なくされるような面目丸つぶれの事態に直面する前に先手を取って、自発的に白豪政策を改めた方がいいという議論もこの頃には国会で飛び回った⁶⁸⁾。ハーバード・ビジネス・スクールでは、豪州が白豪政策を続ける限り豪州人の学生を閉め出す手に出ることすら考えていたという逸話もある⁶⁹⁾。前述のように、この頃には米国とカナダは移民選択から人種差別の要素を取り除いていて、豪州は孤立してしまっていたのである⁷⁰⁾。

1972年12月、ホイットラム率いる労働党がウィリアム・マクマーン (William McMahon) 首相の自由党を破り、23年ぶりに政権の座に返り咲いた。ホイットラム首相は革新政権のリーダーに相応しく新時代を築くべく次々と斬新な政策を実現していったけれども、その内で最も重要なのは何と言っても豪州の根本的礎と言われた白豪政策に完全にピリオドを打ったことであろう。移民を選ぶ際に人種、皮膚の色、国籍は一切基準として使われないこととなった。英国人もそれまでの特権を失い、豪州に移住、滞在するためには他の国籍所有者と全く同じ条件を満たす必要が生じたのである。豪市民権を取得するのにも何の差別もなくなり、英臣民であろうとなかろうと、ヨーロッパ人であろうとなかろうと、豪州に永住して3年が経った時に申請できるようになった。最後に、コールウェル移民相だけではなく次から

64) Memo from Peter R. Heydon, Secretary, Dept of Immigration, to Billy M. Snedden, Minister for Immigration, 1 Feb. 1967, 1961/1269, part 2, A 1209/109, NAA.

65) Letter from Alexander R. Downer, to Edward Heath, MP, House of Commons, London, UK, 14 Dec. 1966, 1961/1269, part 2, A 1209/109, NAA.

66) Brawley (1995), *op. cit.*, Ch. 36, pp. 284–290 参照.

67) Extract from Report of Australian Representative on the work of Third (Social and Humanitarian) Committee during the 18th Session of U.N. General Assembly, #63/46299, 1966/45348, A 446/167, NAA; Memo from Ronald A. Walker, Second Secretary, Australian Embassy, Manila, to Tange, Secretary, DEA, 10 Dec. 1964, 1966/45348, A 446/167, NAA.

68) Greenwood, *op. cit.*, pp. 81–82.

69) Brawley (1995), *op. cit.*, p. 316.

70) Memo from Tange, Secretary, DEA, to Downer, Minister for Immigration, 27 Aug. 1963, 581/1/1, A 1838/273, NAA; Letter from Tange, DEA, to Heydon, Secretary, Dept of Immigration, 4 Sept. 1963, 581/1/1, A 1838/273, NAA.

次へと豪州指導層が口にしていた均一社会の維持の目標から完全に袂を分かち⁷¹⁾、アルバート・グラスビー (Albert Grassby) 移民相によって「多文化主義」の政策が発表された⁷²⁾。

お わ り に

ほぼ半世紀に渡って豪州などの伝統的移民国が駆使した「移民は国内管轄事項だから他の国の関知するところではない」という論理は通用しなくなり、国際社会で後ろ指をさされない発言力のある一員として行動するためには白豪政策は存続し得なくなったことを確かめた。カナダ外交政策の専門家デウィットとカートンが言うように、移民は国際社会と国内社会のまさしく境目にある分野で、国家の二面性を見事に体现している⁷³⁾。移民政策は国防政策や援助政策のようにほぼ完全に外向きでもなければ、又、教育政策や福祉政策のようにほぼ完全に内向きでもない。外交と内政が複雑に交錯するポイントに移民政策は位置して、国際社会での主権国家間での交渉にも上がるし、又、国内の圧力団体から自由にもならない⁷⁴⁾。更には、ダイアスポラ (diaspora) などで、常にトランスナショナルなアクターが絡んで来る素地が大いにある。

ハリスは移民と豪外交の連関を四つの項目 (安全保障、経済的利益、国際秩序、国際規範) に分けて整理している⁷⁵⁾。第二次世界大戦直後に、欧州から大量の移民を求めたのは白人の社会をアジアの国から守るため、移民問題は安全保障と密接に結びついて論じられた。スペースの有り余った豪州は人口過密のアジア諸国に羨望の眼差しで見られて、終いには増え続ける人口を狭い国土の中に収容仕切れなくなったアジア人が武装して豪州に攻めて来ると

71) 例えば、ビリー・スネデン (Billy M. Snedden) 移民大臣など、1968年の時点でまだ均一性を唱えている。しかし、このスピーチを準備したのは先のホルト発言でも言及済みのマギネス副事務次官と言われている。Snedden, B. M., *Looking at Some Aspects of Australia's Immigration Policy*, An Address to Monash University Liberals, 30 Sept. 1968, pp. 7-12, 1968/72757, A 446/182, NAA; Memo from McGinness, First Assistant Secretary, Dept of Immigration, to Heydon, Secretary, Dept of Immigration, undated (恐らく1968年), 1968/72757, A 446/182, NAA.

72) Castles, Stephen and Mark J. Miller, *The Age of Migration: International Population and Movements in the Modern World*, The Guilford Press, New York, 1993, p. 13, p. 274.

73) Dewitt, David B. and John J. Kirton, *Canada as a Principal Power: A Study in Foreign Policy and International Relations*, Wiley, Toronto, 1983, p. 239.

74) Müller, Harald, and Thomas Risse-Kappen, "From the Outside In and from the Inside Out: International Relations, Domestic Politics, and Foreign Policy", in David Skidmore and Valerie M. Hudson (eds.), *The Limits of State Autonomy: Societal Groups and Foreign Policy Formulation*, Westview Press, Boulder, 1993, Ch. 2, pp. 25-48.

75) Harris, Stuart, "Immigration and Australian foreign policy", in Jupp and Kabala (eds.), *op. cit.*, Ch. 2, pp. 23-41.

いう空想的なシナリオだけれども、理由もなしにアジア人を嫌っていた低教育レベルの層には十分に信じられていた。時とともに、この安全保障の局面は豪州の移民政策の視界から失せていき、アジア人移民の問題で急速に浮上してきたのが二番目の経済的利益である。

60年代の終わり頃には既に日本は英国を追い抜いて豪州にとって最大の輸入国となっていて、その他のアジアの国とも貿易量はどんどん増えていった。偏狭な白豪主義者に論じさせれば、経済関係と移民は全く別次元の問題で、アジアとの経済関係がいくら密になったとしても豪州がアジア人移民を受け入れる義務など生じるわけではなく、主権国家は国益に鑑みて受け入れる移民を決定する権利を保留するのだと言い続けたいところである。しかし、経済的に急成長したアジアからは普遍的な移民ルール（独立移民・ビジネス移民）に沿って豪州に移住する数はどんどん増えていき、豪州にすれば好ましい経済的效果をもたらし、経済移民リンクで豪州とアジアは相互依存関係を深めていった。

フリーマンが言うように、アジアに取り残された英社会コアを近隣の敵から守るために安全保障の目的で移民が考えられた時代は遠く過ぎ去り、新しいキャッチフレーズは「多様化しなさい、さもなくば、時代に取り残されて衰えてしまいますよ」となったのである⁷⁶⁾。早い速度で伸びているアジア太平洋地域で孤立するのは愚かな外交政策で、白豪主義を振りかざすなどとは国益に反する行為となったのである。白豪政策を終わらせることは、戦争中にフォーサイスが論じた太平洋の不安定要因を取り除く機能を果たしたことも指摘される⁷⁷⁾。そして、非白人国が多数派となった国際社会で豪州がミドルパワーとして力によらずに道理に訴えて指導的な立場を取っていく際に、人種を移民選択の基準に使うなどは他の目的実現のために障害となるのは明らかであった。という訳で、多角的な分析すると、白豪政策の終焉は豪州が南アのように国際社会からの制裁も覚悟で「それでも我々がやっていることは我々の基準では正しい、ほっといてくれ」という態度を採らない限り必然だったとも言えよう。

1975年11月11日ジョン・カー（John Kerr）総督によるホイットラム首相罷免の後に政権に就いた自由党マルコム・フレーザー（J. Malcolm Fraser）首相は熱烈な多文化主義ファンで、国内のエスニックグループを暖かく育み、日本を含めたアジア諸国との友好関係を深めることに努めた点では、前任者と何ら変わるところはなかった。その反面、共産主義ソ連の膨張を断固として阻止するパワー外交を展開し、地域の安定のために共産圏から脱出する

76) Freeman, Gary, "From "Populate or Perish" to "Diversify or Decline": Immigration and Australian National Security", in Myron Weiner (ed.), *International Migration and Security*, Westview Press, Boulder, 1993, Ch. 4, pp. 83-105.

77) Forsyth, D. J., *White Australia and the Atlantic Charter*, Institute of Pacific Relations, 1944. 但し、Palfreeman (1957), *op. cit.*, p. 34 より。

インドシナ難民の受け入れにも極めて積極的だった⁷⁸⁾。フレーザーは移民と国際秩序のリンクを実現する一方で、難民保護という国際規範もしっかりとフレーザー外交の柱にすることができたのである⁷⁹⁾。

謝 辞

オーストラリアでの資料収集にあたり、豪日交流基金の一般奨励金及び王立メルボルン工科大学の研究フェローシップにお世話になりました。感謝の意を表したい。

78) Viviani, Nancy, *The Long Journey: Vietnamese Migration and Settlement in Australia*, Melbourne University Press, Carlton, Vic., 1984 参照。

79) 以後のアジア移民を巡る豪政治は、Mackie, Jamie, "The Politics of Asian Immigration", in James E. Coughlan and Deborah J. McNamara (eds.), *Asians in Australia: Patterns of Migration and Settlement*, Macmillan, South Melbourne, 1997, Ch. 2, pp. 10-48 が役立つ。